

「介護職員等処遇改善加算」取得に向けて！ 専門家による個別相談(無料)のご案内

※無料相談は、介護労働安定センターから処遇改善加算の取得支援を行う社会保険労務士を派遣します。

令和6年6月から一本化された処遇改善加算は、令和7年度、さらに取得しやすくなりました。
横浜市では、処遇改善加算を最大限活用して、介護職員の賃上げを実現できるよう、支援します。
下記の支援内容をご一読のうえ、是非、当個別相談をご利用ください！

相談内容(例)

加算未取得事業所の場合

- ・加算の取得に必要な賃金の改善
- ・キャリアパスの設定
- ・職場環境の改善に係る就業規則の整備等
- ・加算取得等にかかる助言、指導、各種書類の作成補助

加算Ⅱ～Ⅳ算定事業所の場合

- ・上位区分移行のための各種要件説明

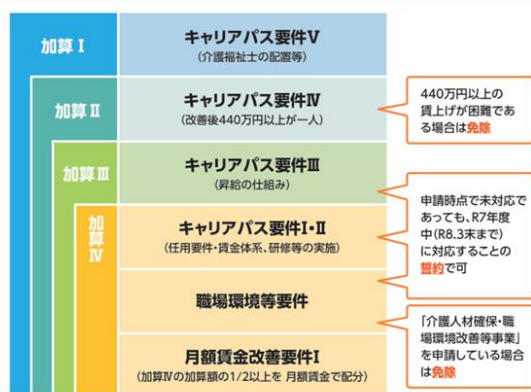
加算Ⅰ算定事業所の場合

- ・区分を維持するための要件確認、整備

厚生労働省HP(介護職員の処遇改善:TOP・制度概要)より

処遇改善加算がさらに取得しやすくなります！

令和7年度の処遇改善加算を取得しましょう！



この機会に 加算Ⅱ の取得を検討してみませんか？

対象施設・事業所 (現在の加算区分)	相談時間・回数・実施方法	実施期間
加算未取得	時間：1回あたり1.5時間程度 回数：1事業所あたり3回まで 実施方法： 対面(事業所を訪問、センターへ来訪) オンライン 電話(事前予約による日時指定制、 1回30分～)	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日 (申込期限:3月14日)
加算Ⅰ～Ⅳ		



専門家
(社会保険労務士)

●当個別相談は、**全て無料**です(横浜市がコンサルタント費用を負担します)。

●相談をご希望の方は、裏面の「個別相談申込書」に必要事項を記入し、

メール※又はFAXでお申し込みください。

(※メールの方は、裏面の必要事項をメール文に箇条書きで記入し、下記アドレスへ送付ください。)

★個別相談には事業としての最大回数があり、場合によってはご相談等に応じられない可能性があります。
上記をご希望の事業所はお早めにお申し込みください。

【お問い合わせ先】



公益財団法人 介護労働安定センター 神奈川支部

〒231-0007 横浜市中区弁天通6-79 港和ビル8F Tel: 045-212-0015 Fax: 045-212-0016

E-mail: kaigokanagawa@kaigo-center.or.jp

HP: <https://www.kaigo-center.or.jp>



ホームページ



FAX

045-212-0016 介護労働安定センター神奈川支部 行

(メールでお申し込みの方は、下記申込書の必要項目を簡条書きで記入し、
メールアドレス: kaigokanagawa@kaigo-center.or.jpへお送りください。)

横浜市委託事業「令和7年度 横浜市介護職員等処遇改善加算取得促進支援事業」
(受託実施:公益財団法人 介護労働安定センター 神奈川支部)

浜・高

個別相談(無料)申込書

申込日：令和 年 月 日

法人名			
事業所名			
現在の 加算区分	■ 下記の中から該当するもの、いずれか1つに○をつけてください。 加算Ⅰ ・ 加算Ⅱ ・ 加算Ⅲ ・ 加算Ⅳ ・ 未取得 その他 (令和6年3月まで加算Ⅴ(1)～Ⅴ(14)で、4月以降の区分が未定)		
所在地	〒 -		
TEL		FAX	
E-mail			
担当者名		役職	
サービス種類	■ 記入例:訪問介護、通所介護、グループホーム等、複数記入可		
支援をご希望 の内容	■ 該当するものに○をご記入下さい。(複数選択可) 1. 処遇改善加算の制度概要について 2. キャリアパス要件について 3. 月額賃金改善要件について 4. 職場環境等要件の取り組み方について 5. 処遇改善加算の計画書・報告書の作成について 6. その他 (就業規則、賃金規程の見直し等相談内容の概略をご記入下さい。 []		
希望 相談日程	第1希望 月 日 (: ~ :) 第2希望 月 日 (: ~ :) 第3希望 月 日 (: ~ :)		
希望 相談方法	オンライン ・ 電話※ ・ 訪問 (相談者の事業所 ・ 神奈川支部) (※電話相談は、事前予約と日時指定が必要です)		

※「個別相談申込書」に記載された内容については、当センターの個人情報管理規程に従い厳重に管理し、当センター職員による日程調整、内容確認、各種講習会のご案内及び事業活動に関する情報提供のみに使用し、上記以外の目的で使用いたしません。